

平成 2 6 年度集團指導資料

介護職員処遇改善加算

平成 2 7 年 3 月

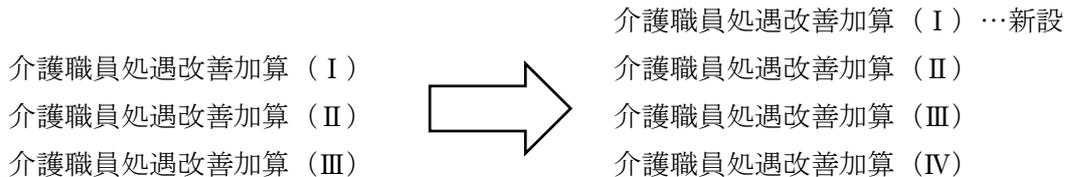
香川県健康福祉部長寿社会対策課
高松市健康福祉局長寿福祉部介護保険課

介護職員処遇改善加算について

1 概要

介護職員処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）については、介護職員の処遇改善が後退しないよう現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組み、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組みを進める事業所を対象とし、更なる上乘せ評価を行うための区分を創設する。

（現行）



2 算定要件等

（１） 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- ① 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- ② 指定事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事等に届け出ていること。
- ③ 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- ④ 当該指定事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- ⑤ 算定日が属する月の前１２月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- ⑥ 当該指定事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。
- ⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - （ア） 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
 - （イ） （ア）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - （ウ） 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - （エ） （ウ）について、全ての介護職員に周知していること。
- ⑧ 平成２７年４月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ① (1) ①から⑥までに掲げる基準に適合すること。
 - ② 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - (ア) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
 - b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - (イ) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - b aについて、全ての介護職員に周知していること。
 - ③ 平成20年10月から(1)②の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1) ①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ(2) ②又は③に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1) ①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

3 手続きの変更点

- 今回の改定で処遇改善加算を拡充することに伴い、この加算分が適切かつ確実に介護職員に支払われるよう、以下の見直しを行う。
 - (1) 処遇改善計画書、同実績報告書に記載する項目を見直し、事業者の具体的な取組を詳細に把握すること
 - (2) 処遇改善の取組を介護職員にわかりやすく周知すること
 - (3) 経営悪化等により賃金水準を低下せざるを得ない場合の取扱いについて、適切に運用されているかを確認するため、新たに届出を求めること。

※ 以上について、具体的な対応については、厚生労働省において検討中。

4 平成27年度届出について

- (1) 提出期間(予定)
 - 平成27年4月6日(月)から平成27年4月15日(水)
 - (届出が必要となる県内のいずれの指定権者に提出する場合も、この期間内に提出してください。)

※ 以下の点について、ご注意ください。

- ① 厚生労働省からの様式等の提示時期等により、提出期間を変更する可能性がある。
- ② これまでに介護職員処遇改善加算を算定していた事業所と、これまでに算定を受けていなかった又は新たに都道府県知事等の指定を受ける事業所で、提出期間が異なる可能性がある。

なお、提出期間確定後は、書類の補正に要する期間を考慮し、書類の準備が出来次第、早めにご提出いただきますようお願いいたします。

(2) 提出先

処遇改善加算の算定に際しては各介護サービス事業所の指定権者に対し届出が必要となります。複数の介護サービス事業所等を有する法人については介護職員処遇改善計画書等の必要書類を一括して作成し、それぞれの指定権者へ提出することができます。

(3) 提出書類

加算届出様式一式

※ 様式については、厚生労働省から様式の提示があった後、すみやかに、同報メール及び「かがわ介護保険情報ネット」にてお知らせします。

なお、2 算定要件等(1)⑥から、26年度と同様に、労働保険料の適正納付証明(労働保険料の領収済通知書等)が必要です。

<参考>

1. 加算算定対象サービス

サービス区分	キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率			
	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ
・(介護予防)訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8.6%	4.8%	加算(Ⅱ)により算出した単位 ×0.9	加算(Ⅱ)により算出した単位 ×0.8
・(介護予防)訪問入浴介護	3.4%	1.9%		
・(介護予防)通所介護	4.0%	2.2%		
・(介護予防)通所リハビリテーション	3.4%	1.9%		
・(介護予防)特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	6.1%	3.4%		
・(介護予防)認知症対応型通所介護	6.8%	3.8%		
・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	7.6%	4.2%		
・(介護予防)認知症対応型共同生活介護	8.3%	4.6%		
・介護福祉施設サービス ・地域密着型介護老人福祉施設 ・(介護予防)短期入所生活介護	5.9%	3.3%		
・介護保健施設サービス ・(介護予防)短期入所療養介護(老健)	2.7%	1.5%		
・介護療養型医療施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(病院等)	2.0%	1.1%		

キャリアパス要件等の適合状況に関する区分	加算Ⅰ：キャリアパス要件(①及び②)及び職場環境等要件(旧定量的要件)を満たす対象事業者 加算Ⅱ：キャリアパス要件(①又は②)及び職場環境等要件(旧定量的要件)を満たす対象事業者 加算Ⅲ：キャリアパス要件(①又は②)又は職場環境等要件(旧定量的要件)のいずれかを満たす対象事業者 加算Ⅳ：キャリアパス要件(①又は②)、職場環境等要件(旧定量的要件)のいずれも満たしていない対象事業者
----------------------	--

2. 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与、 特定(介護予防)福祉用具販売、(介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%

3. 加算のイメージ



参照：全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議 別冊資料

4 平成25年度及び26年度実地指導における指導事項

- 賃金改善実施期間内に支給されていなかった。
- 「介護職員処遇改善加算」と「福祉・介護職員処遇改善（特別）加算（障害福祉サービス）」の両方の算定を受けている事業所において、重複して改善額が報告されていた。【香川県版Q&A問9】
- 介護職員ではない職員に支給されていた。【香川県版Q&A問3～問5】
- 労働の対価部分ではない役員報酬として支給されていた。
- 法定福利費が、賃金改善額に応じた事業主負担の増加分となっていなかった。【香川県版Q&A問14】
 - （合理的な計算方法の例）
各職員への支給額に各々の保険料率をかけ、職員毎に法定福利費の増加分を求め、事業所又は法人の合計を算出。

（合理的でない計算方法の例）
前年度の保険料と今年度の保険料の単純な差し引きで増加分を求めること。
事業所又は法人全体で一律の保険料率を、職員への支給額にかけて増加分を求めること。